すい場所に邦文（算用数字及び慣用記号を含む。）で明瞭に表示しなければならない。

⑴　名称

⑵　（略）

⑶　添加物

⑷　原料原産地名

⑸　（略）

⑹　（略）

⑺　（略）

⑻　食品関連事業者の氏名又は名称及び住所

⑼　製造所又は加工所の所在地（輸入品にあっては輸入業者の営業所の所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあっては輸入業者の氏名又は名称）

⑽　輸入品にあっては、原産国名

⑾　栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムをいう。以下同じ。）の量及び熱量

2　前項の規定にかかわらず、商品の大きさ、形状、商品があらかじめ容器詰めされていないことその他の理由により前項の表示が困難であるものについては、全国辛子めんたいこ食品公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）の査定に基づき、公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を得て、同項に掲げる事項の全部若しくは一部を省略し、又は同項に規定する方法以外の方法により表示することができる。

3　アレルゲンを含む食品を原材料に使用している場合にあっては、食品表示法（平成25年法律第70号）第４条第１項の規定に基づく食品表示基準（平成27年内閣府令第10号。以下「食品表示基準」という。）第３条第２項の定めるところにより表示しなければならない。

邦文（算用数字及び慣用記号を含む。）で明りように表示しなければならない。

⑴　品名

⑵　（略）

⑶　事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地

⑷　（略）

⑸　（略）

⑹　（略）

⑺　輸入品にあつては、原産国名

2　前項の規定にかかわらず、商品の大きさ、形状、商品があらかじめ容器詰めされていないことその他の理由により前項の表示が困難であるものについては、公正取引協議会の査定に基づき、消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を得て、同項に掲げる事項の全部若しくは一部を省略し、又は同項に規定する方法以外の方法により表示することができる。

（特定事項の表示基準）

**第４条**　事業者は、辛子めんたいこ食品の取引に関する事項について、次に掲げる事項を表示する場合は、施行規則に定めるところによらなければならない。

⑴　特色のある原材料（特定の原産地・製造地のもの、有機農産物、有機加工品、遺伝子組換えのもの、非遺伝子組換えのもの、特別な栽培方法により生産された産物又は品種名等・銘柄名・ブランド名・商品名のもの）を使用している旨

⑵　特色のある原材料を使用した旨を示す商品名

⑶　商品名に特定の地域名を表示する等、地域的特徴を意味する事項

⑷　栄養成分の補給ができる旨及び栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨

⑸　賞、推奨等を受けた旨

（特定用語の使用基準）

**第５条**　事業者は、辛子めんたいこ食品の取引に関する事項について、次の各号に掲げる用語を表示する場合は、施行規則に定めるところによらなければならない。

⑴　「天然」、「自然」又はこれらに類する用語

⑵　「最高」、「最高級」又はこれらに類する用語

⑶　「手造り」、「手作り」又はこれらに類する用語

⑷　「本造り」、「本漬け」又はこれらに類する用語

⑸　「秘伝」、「秘伝の製法」又はこれらに類する用語

⑹　「博多名物」、「博多の味」又はこれらに類する用語

⑺　「無添加」又はこれに類似する用語

⑻　その他内容を誤認させるおそれのある用語